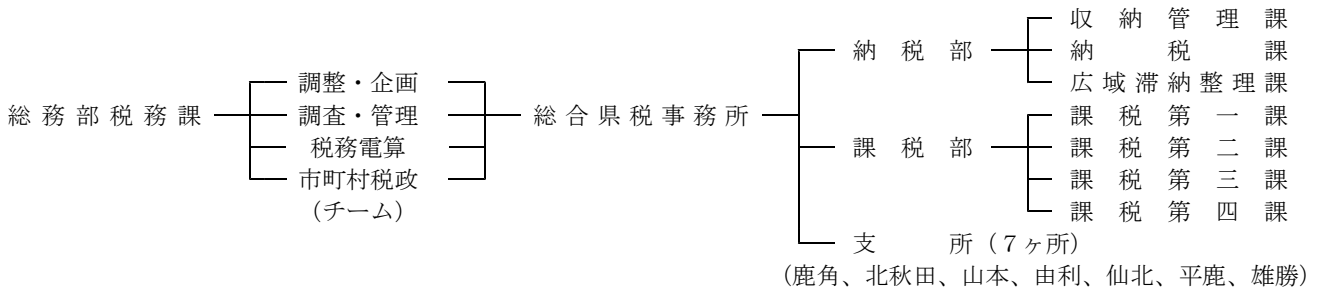


第1 税務機構に関する調

1 税務機構

(令和5年4月1日現在)



2 所在地

○税務課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 (本庁舎3階)	電話 税務課	018-860-1123
○総合県税事務所	〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 (秋田地方総合庁舎1階)	電話 納税部	収納管理課 018-860-3331 " 納税課 018-860-3332 " 広域滞納整理課 018-860-3336 課税部 課税第一課 018-860-3338 " 課税第二課 018-860-3341 " 課税第三課 018-860-3337 " 課税第四課 018-860-3339
・鹿角支所	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地域振興局庁舎1階)	電話	0186-23-2328
・北秋田支所	〒017-0872 大館市片山町三丁目14-5 (大館地区総合庁舎)	電話	0186-49-2211
・山本支所	〒016-0815 能代市御指南町1-10 (山本地域振興局庁舎1階)	電話	0185-52-6201
・由利支所	〒015-8515 由利本荘市水林366 (由利地域振興局庁舎1階)	電話	0184-23-4105
・仙北支所	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 (仙北地域振興局庁舎1階)	電話	0187-63-5222
・平鹿支所	〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41 (平鹿地域振興局庁舎1階)	電話	0182-32-0595
・雄勝支所	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10 (雄勝地域振興局庁舎1階)	電話	0183-73-3181

3 税務事務分掌

(令和5年4月1日現在)

ア 税務課

調整・企画チーム

- 1 税務事務の総合企画に関する事。
- 2 条例及び規則の制定及び改廃に関する事。
- 3 不服審査及び税務訴訟に関する事。
- 4 税務協議会に関する事。
- 5 税務広報に関する事。
- 6 税務事務改善に関する事。
- 7 その他課内総務に関する事。
- 8 納貯県連事務局に関する事。

調査・管理チーム

- 1 税務調査業務の進行管理に関する事。
- 2 税収見積、税収予算及び決算に関する事。
- 3 県税に関する指導及び調査に関する事。
- 4 犯則取締に関する事。
- 5 調定収入に関する事。
- 6 課税状況に関する事。
- 7 税務統計に関する事。
- 8 諸交付金に関する事。
- 9 地方交付税資料に関する事。

税務電算チーム

- 1 税務総合システムの運用及び維持管理に関する事。
- 2 国税連携システムの運用及び維持管理に関する事。
- 3 電子申告システムの運用及び維持管理に関する事。
- 4 自動車保有関係手続のO S Sに関する事。
- 5 マイナンバーに関する事。
- 6 電子申請に関する事。
- 7 次期システムの調達・構築・導入に関する事

市町村税政チーム

- 1 市町村税条例に関する事。
- 2 市町村税課税状況に関する事。
- 3 市町村税徴収実績に関する事。
- 4 市町村税の減収補てんに関する事。
- 5 市町村交(納)付金及び基地交付金に関する事。
- 6 地方特例交付金(市町村分)に関する事。
- 7 普通交付税基準財政収入額(市町村分)の算定及び検査に関する事。
- 8 秋田県固定資産評価審議会に関する事。
- 9 市町村を対象とした税務研修に関する事。
- 10 その他市町村税に関する事。

ウ 総合県税事務所

納税部

収納管理課

- 1 徴収金の管理に関する事。
- 2 徴収金の嘱託及び受託に関する事。
- 3 諸報告及び決算に関する事。
- 4 徴収金の過誤納還付及び充当に関する事。
- 5 県税に係る納期限延長及び徴収猶予に関する事。
- 6 納税奨励に関する事。
- 7 納税証明に関する事。

納税課

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

広域滞納整理課

- 1 県外徴収金及び高額徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。

課税部

課税第一課

- 1 県税(個人県民税、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税及び法人事業税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第二課

- 1 県税(県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税。以下本課において同じ。)の課税に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第三課

- 1 県税(不動産取得税及び鉾区税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

課税第四課

- 1 県税(自動車税環境性能割、自動車税種別割及び狩猟税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関する事。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関する事。
- 3 証紙代金収納計器の管理に関する事。
- 4 県税に関する犯則事件の取締りに関する事。

支所

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関する事。
- 2 納税相談に関する事。
- 3 納税証明に関する事。
- 4 課税関係窓口に関する事。

4 税務職員数調

ア 職務別人員数

(単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
総務	17	1	-	1	1	1	1	1	1	1	25
課税	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	37
納税	-	20	-	4	6	5	6	6	5	4	56
合計	17	21	37	5	7	6	7	7	6	5	118

注 1 令和5年4月1日現在における人員数について作成した。

2 税務課職員、総合県税事務所長及び各支所長は「総務」欄に、納税部長は「納税」欄に、課税部長は「課税」欄に掲載した。

3 再任用職員を含み、会計年度任用職員を除く。

イ 年齢別人員数

(単位：人)

	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
20歳未満			2		1						3
20～24	1	3	4	1	1	2	2	2	2	1	19
25～29	2		4	1	1		1			1	10
30～34	1	3	2	1			1	1	1		10
35～39	2	2	2								6
40～44		1	5								6
45～49	3	3	8					1	1		16
50～54	7	3	3	2	2	2	1	1			21
55～59	1	4	4		1	1	1	1	1	2	16
60歳以上		2	3		1	1	1	1	1	1	11
計	17	21	37	5	7	6	7	7	6	5	118
平均年齢	44.2	44.1	41.4	37.0	40.6	44.5	39.3	42.4	40.5	44.4	42.2

注 1 令和5年4月1日現在における人員数について作成した。

2 60歳以上は、再任用職員の数である。

3 総合県税事務所長は、納税部に計上している。

ウ 職員数の推移

(単位：人)

年度	税務課	総合県税事務所									計
		納税部	課税部	鹿角支所	北秋田支所	山本支所	由利支所	仙北支所	平鹿支所	雄勝支所	
元	19	20	39	5	8	6	6	8	6	6	123
2	19	21	39	5	8	6	6	6	6	6	122
3	19	22	39	5	7	6	7	7	6	5	123
4	19	21	36	5	6	6	7	7	6	5	118
5	17	21	37	5	7	6	7	7	6	5	118

注 各年の4月1日現在における人員数について作成した。

秋田さ、来てくれ！



©2015秋田県んだッチ